

宮城県とろうきんが提携する

勤労者向け融資制度のご案内

生活資金

ご融資金利 <small>(固定金利・保証料不要)</small>	年 2.75%
ご融資金額	最高 300万円
ご融資期間	最長 15年以内 <small>(条件により最長1年以内の元金据置期間含む)</small>

宮城県とろうきんは、
はたらくみなさんを
応援しています。

自動車資金

ご融資金利 <small>(固定金利・保証料不要)</small>	年 1.65%
ご融資金額	最高 300万円
ご融資期間	最長 15年以内

教育資金

ご融資金利 <small>(固定金利・保証料不要)</small>	年 1.45%
ご融資金額	最高 300万円
ご融資期間	最長 15年以内 <small>(最長5年以内の元金据置期間含む)</small>

福祉等支援資金

ご融資金利 <small>(固定金利・保証料不要)</small>	年 1.25%
ご融資金額	最高 300万円
ご融資期間	最長 15年以内 <small>(最長1年以内の元金据置期間含む)</small>

移住定住支援資金

ご融資金利 <small>(固定金利・保証料不要)</small>	年 1.25%
ご融資金額	最高 300万円
ご融資期間	最長 15年以内

緊急生活支援資金

ご融資金利 <small>(固定金利・保証料不要)</small>	年 1.25%
ご融資金額	最高 20万円 又は 30万円
ご融資期間	最長 1年 又は 2年以内

空き家対策支援資金

ご融資金利 <small>(固定金利・保証料不要)</small>	年 1.25%
ご融資金額	最高 300万円
ご融資期間	最長 15年以内

ご利用 いただける方

- 住所か勤務先が宮城県内にある中小企業にお勤めの方。(生活資金・教育資金・自動車資金)
※「中小企業」=常時使用する従業員の数が300人以下の企業等、又は資本の額もしくは出資の総額が3億円以下の法人。
※福祉等支援資金及び緊急生活支援資金の詳細な利用条件は、裏面に記載しています。
- 原則満18歳以上で、現勤務先に1ヶ月以上勤務している方(勤続1年未満の場合は前勤務先への勤務実績が1年以上あることを確認できる方)、前年の税込み年収が150万円以上の方。
- 東北労働金庫の審査基準を満たされる方。

担保・保証

- 担保は不要です。原則として東北労働金庫指定の保証機関をご利用いただきます。
- 保証料は不要です。

利子補給制度の ご案内

- 宮城県勤労者融資制度をご利用いただく中小企業にお勤めの方に、(一社)宮城県労働者福祉資産協会より支払い利子の一部が補給される制度があります。
※詳しくは、「とろうきん自治体提携融資」利子補給のご案内パンフレットをご覧ください。

各融資制度のお使いみち・融資条件等

生活資金

■お使いみち

- ① 住宅移転費用
 - ② 結婚・葬祭に要する費用
 - ③ 納税に要する費用
 - ④ 住宅修理・付帯設備設置の費用
 - ⑤ 上記①～④をこの制度に借り換える費用
- ※ 日常生活費及び上記用途以外の借り換え費用には利用できません

自動車資金

■お使いみち

- ① 通勤用マイカー購入資金
- ② 本人または被扶養者が自動車教習所を利用して自動車免許を取得に要する費用
- ③ 上記①②をこの制度に借り換える費用

福祉等支援資金

■お使いみち

- ① 介護休業中の生活に要する費用
(借入金の返済は除きます)
- ② 療養・介護に係る費用
- ③ 災害復旧費用
- ④ 上記②③をこの制度に借り換える費用

■ご利用いただける方

- ① 住所か勤務先が宮城県内にある企業・法人にお勤めの方
- ② 介護資金を利用する場合は、介護休業を取得する方で、申込日において1ヶ月以上の休業日があり、その後職場に復帰する方

教育資金

■お使いみち

- ① 本人または被扶養者の教育に要する費用(入学金、授業料等の納付金、下宿代、書籍等の費用)
- ② 勤労者自身のスキルアップの費用
- ③ 上記①②をこの制度に借り換える費用

緊急生活支援資金

■資金の概要

- ① ボーナスや賃金の切り下げ、または遅払い等により収入が減少し、緊急に生活資金を必要としている方
●ご融資金額:最高30万円 ●ご融資期間:最長2年
- ② 法律により未払賃金の立替払いを労働者健康福祉機構へ請求している方
●ご融資金額:最高30万円 ●ご融資期間:最長1年
- ③ 雇用保険の受給資格者で、事業主都合により離職し求職活動を行っている方
●ご融資金額:最高20万円 ●ご融資期間:最長1年

■ご利用いただける方

- 上記①と③については、住所か勤務先が宮城県内にある中小企業にお勤めの方が対象です
- 上記②については、住所か勤務先が宮城県内にある方が対象です

移住定住支援資金

■お使いみち

- 移住定住に伴い必要となる下記の資金とする。ただし、事業資金、投機目的資金、負債整理資金は除く。
- ① 自己居住に係る住宅購入費用およびこれに付随する費用
 - ② 物品・家具・耐久消費財購入費用などの生活資金
 - ③ 引越費用
 - ④ マイカー購入費用

■ご利用いただける方

- 東北管外からの移住者で移住後1年以内の方

空き家対策支援資金

■お使いみち

- 申込人が所有・管理する物件の空き家対策にかかる下記の資金とする。ただし、事業資金、投機目的資金は除く。
- 空き家の改築、修繕に係る費用
 - 空き家の解体およびその関連費用
 - 植木・植栽・家財等の処分費用
- ※ 申込人およびその2親等以内の親族の居住を目的とするリフォーム資金等は取扱い可

■利子の補給制度について

(一社)宮城県労働者福祉資産協会が、宮城県内の自治体提携融資制度(宮城県勤労者融資制度を含む)を利用する勤労者(中小企業のみ)が負担する支払い利子の一部を補給する制度です。
詳しくは、ろうきん窓口にご相談ください。

- ※ 審査の結果、ご融資できないなどご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 店頭でご希望にあわせて返済額の試算をいたします。
- ※ 詳しくは下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

【2025年4月1日現在】



〈お申込みについてのお問い合わせ先〉

東北労働金庫お客さまサービスセンター

☎ 0120-1919-62

(受付時間：平日午前9時から午後5時)

宮城県内 各ローンセンター	
ローンセンター仙台 (本店営業部内)	☎022-227-1471
ローンセンター新塩釜 (新塩釜支店内)	☎022-352-3144
ローンセンター古川 (古川支店内)	☎0229-25-5405
ローンセンター長町 (長町支店内)	☎022-308-0262
ローンセンター泉	☎022-725-7233

宮城県内 各営業店			
石巻支店	☎0225-22-3355	仙台北支店	☎022-271-3151
気仙沼支店	☎0226-24-2222	白石支店	☎0224-25-0321
大河原支店	☎0224-53-2278	迫支店	☎0220-22-6511
築館支店	☎0228-22-1211	岩沼支店	☎0223-29-2222
仙台東支店	☎022-291-2551		

・前営業日17時まで、インターネットまたはお電話で事前予約を行うことで、平日19時までローンのご相談が可能です。

上記連絡先または 宮城県雇用対策課 ☎ 022-211-2771 まで